

高齢者の皆さんに対する 福祉サービス一覧

(令和6年度版)

サービスの問い合わせ先

福祉サービスに関するどんなことでも気軽にご相談下さい。

地域包括支援センター	8 9 - 3 3 7 7
本庁福祉課	8 9 - 3 3 2 0
本庁健康衛生課	8 9 - 3 3 6 6
油木支所町民課	8 2 - 0 2 1 1
神石支所町民課	8 7 - 0 2 1 1
豊松支所町民課	8 4 - 2 2 1 1

※内容は変更する場合がありますのであらかじめご了承ください

<高齢者の皆さんに対する福祉サービス一覧表：令和6年5月1日現在>

大項目	小項目	事業名称	ページ
1 介護予防・健康づくり等の推進	(1) 介護予防・健康づくりの推進	① いきいきリハビリ教室	P 3
		② 介護予防体操「いきいき体操」の放映	
		③ いきいき百歳体操	
		④ 出前健康教室	
		⑤ 健康づくり講演会	
		⑥ 予防接種費用助成	P 4
		特定健診 後期高齢者健診 がん検診 脳ドック	
		⑧ 健康相談	
		⑨ 健康寿命の延伸と介護予防教育	
	(2) 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進	① 地域資源マップ	P 5
		② 地域サロン	
		③ 老人クラブ活動	
		④ シルバー人材センター	
		⑤ 敬老事業（敬老会）	
2 安心できる在宅生活の支援	(1) 生活支援の充実	① 生活支援体制整備事業	P 6
		② 路線バスの運行	
		③ ふれあいタクシー制度	
		④ 町外医療機関通院者支援制度	
		⑤ 運転免許証自主返納者支援制度	P 7
		⑥ 高齢者短期宿泊事業	
		⑦ 配食サービス	
		⑧ 民間による生活支援サービス ・ 神石さわやかネット事業 ・ 福祉・家事援助サービス事業 ・ 福祉用具貸出事業	
		・ 車両貸出事業	P 8
		⑨ 家族介護教室	
		⑩ 家族介護支援事業	
		⑪ 介護用品支給事業	
		⑫ 在宅介護者激励手当	
	(2) 多様な住まいの提供	① 高齢者居住施設	P 9
	(3) 高齢者にやさしい地域づくり	① 防災対策	
		② 避難行動要支援者の避難支援	
		③ 消費者被害防止対策	

大項目	小項目	事業名称	ページ
3 地域包括ケア体制の 深化・推進	(1) 自立支援・重度化防止 の推進	① ケアマネジメントの充実	P 10
	(2) 地域包括支援センター の機能強化	① 総合相談	
	(3) 高齢者の権利擁護の推 進	① 成年後見制度利用支援事業	
		② 福祉サービス利用援助事業（かけはし）	P 11
	(4) 医療・介護連携の強化	③ 高齢者虐待防止ネットワーク	
4 「共生」と「予防」の認 知症施策の強化	(1) 普及啓発と予防	① 在宅医療・介護連携の推進	P 12
		① 認知症を理解する講演会	
		② 認知症サポーター養成講座	
		③ 認知症ミニ講座	
	(2) 医療・ケア・介護サービ ス・介護者への支援	④ 認知症予防教室（脳いきいき教室）	P 13
		① 認知症初期集中支援チームと認知症地域 支援推進員	
	(3) 認知症バリアフリーの推 進	② 認知症予防カフェ	
		① 認知症高齢者等見守り訪問事業	
		② 高齢者等 S O S ネットワーク事業	

1 介護予防・健康づくり等の推進

(1) 介護予防・健康づくりの推進

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① いきいきリハビリ教室	<事業内容> パワーリハビリの機器を使用して筋力トレーニングを行い、運動器の機能低下を予防する教室です。 4地区のデイサービス事業所で開催する教室へ週1回参加可能です。 <対象者> 65歳以上で、介護保険の通所サービスを利用していない方 ただし、要介護1以上の方は含みません	500円／1回 (送迎あり) 地域包括支援センター 89-3377
② 介護予防体操「いきいき体操」の放映	<事業内容> かがやきネット11チャンネルで「いきいき体操」を放送しています。 【放送時間 毎日 朝7:50～8:00】 介護予防ラジオ体操・体を伸ばす体操・力をつける体操があります。	— 地域包括支援センター 89-3377
③ いきいき百歳体操	<事業内容> 住民主体の地域の方が集まる身近な通える場所でDVDの映像に合わせてゆくりと体操することで筋力の強化を図ります。 週1回約30分間のイスやおもりを使った体操と楽しいおしゃべりもでき、地域づくりにもつながります。始める際には、DVDの貸し出しとスタッフがお手伝いに行きます。 <対象者> 町民すべての方 (高齢で虚弱な方ほど効果が期待できます) ※かがやきネット11チャンネルでも「いきいき百歳体操」を放送しています。 【放送時間 毎日2回 ①13:30～ ②18:30～】	無 料 地域包括支援センター 89-3377
④ 出前健康教室	<事業内容> 町民すべての方の健康維持・増進を図るため、各地域へスタッフが出向いて教室を実施しています。 令和6年度は『生活習慣病予防』『フレイル(低栄養)予防』『認知症』『ACP』に重点をおき取り組みます。また、町立病院の各種スタッフによる独自メニューも準備しています。 (スタッフ) 健康衛生課・福祉課・未来創造課・町立病院 <対象者> 町民すべての方	無 料 健康衛生課 89-3366
⑤ 健康づくり講演会	<事業内容> 町民すべての方に広く健康に関する知識の普及と自ら健康管理を実践できる力を育てるため、健康づくりに関する各分野の講演会を実施しています。 内容 歯科保健、精神保健、生活習慣病予防 など <対象者> 町民すべての方	無 料 健康衛生課 89-3366

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
⑥ 予防接種費用助成	<事業内容> 高齢者のインフルエンザ・肺炎・带状疱疹の重症化予防のため、予防接種費用を助成します。 ① インフルエンザ予防接種費用の全額助成 <対象者> ・65歳以上の方 ・60歳～64歳の方で一定条件を満たす方 (医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなどが必要です) ※9月下旬以降に自治振興会を通して案内が届きます。 ② 肺炎球菌予防接種費用の全額助成 (1回のみ) <対象者> ・65歳の方 ・60歳～64歳の方で一定条件を満たす方 (医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなどが必要です) ※事前に役場健康衛生課または各支所で申請が必要です。 ③ 带状疱疹予防接種費用の一部助成 (いずれかのワクチン1回のみ) <対象者> ・50歳以上の方 <助成額> ・生ワクチン 4,000円×1回 ・不活化ワクチン 10,000円×2回 ※医療機関に直接予約をして、接種を受け、全額費用を支払った後で、領収書等を添えて役場健康衛生課または各支所で助成を申請。	— 健康衛生課 89-3366
⑦ 特定健診 後期高齢者健診 がん検診 脳ドック	<事業内容> 疾病の早期発見と早期治療、また健診結果を健康管理に役立てていただくため、各種健診を行っています。 ・特定健診 40歳～74歳 ・後期高齢者健診 75歳以上 (65歳以上の障害認定者含む) ・がん検診 検診項目によって年齢制限有 ・脳ドック 40歳～74歳 (国保加入者)	条件によって 無 料 健康衛生課 89-3366
⑧ 健康相談	<事業内容> 精神科医師による心の健康相談、精神保健福祉士による家族関係相談・ひきこもり相談、アルコール相談を定期的に行っています。(一部予約制) <対象者> 町民の方など誰でも	無 料 健康衛生課 89-3366
⑨ 健康寿命の延伸と介護 予防教育	<事業内容> 通いの場等で高齢者一人ひとりの医療、介護等の情報をもとに、運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの健康教育、健康相談を実施します。 (スタッフ) 福祉課及び健康衛生課 保健師、管理栄養士等) <対象者> 通いの場などの参加者	無 料 福祉課 89-3377 健康衛生課 89-3366

(2) 高齢者の社会参加・生きがいの促進

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 地域資源マップ	<事業内容> 地域の医療、介護、介護予防、生活支援サービスなど地域包括ケアに関する情報をまとめた「備後圏域地域包括ケア資源マップ」をホームページに掲載しています。	— 地域包括支援センター 89-3377
② 地域サロン	<事業内容> 社会福祉協議会が推進しており、集会所等の施設を活用し、居場所づくりなどを通じて参加者同士の交流を図り、社会的孤立感の解消、自立生活の支援、地域のきづなづくりを目的としています。実施主体は各サロンさまざま、地域のボランティア等が担い手になっています。 <対象者> その地域の方なら、どなたでも参加できます	無料～500円 (サロンによって異なります。) 社会福祉協議会 85-2330
③ 老人クラブ活動	<事業内容> 老人クラブは、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動をされており、町ではこうした活動を支援しています。 <対象者> 概ね60歳以上の高齢者の方	— 社会福祉協議会 85-2330
④ シルバー人材センター	<事業内容> シルバー人材センターでは、就労意欲のある高齢者の社会参加を促進するため、地域の日常生活に密着し、かつ高齢者に適した臨時的、短期的な仕事を紹介するための組織です。 <参加条件> 原則60歳以上で健康で働く意欲のある高齢者	— シルバー人材センター 89-0121
⑤ 敬老事業（敬老会）	<事業内容> 各地域で開催されている地域敬老会の支援を行っています。 また、敬老の日の行事の一つとして、高齢者敬老祝金を贈与し、長寿を祝福しています。 <支給対象者> 77歳の方 3,000円 88歳の方 10,000円 100歳の方 30,000円	— 福祉課 89-3377

2 安心できる在宅生活の支援

(1) 生活支援の充実

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 生活支援体制整備事業	<事業内容> 高齢者の在宅生活を支えるため、町と協働支援センター、自治振興会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人などが連携し、介護予防サービスを含む重層的な生活支援体制づくりを進めています。	— 社会福祉協議会 85-2330
② 路線バスの運行	<事業内容> 路線バス（中国バス、町営バス）を運行します。バスを乗り継いだ場合、乗継券の発行により片道500円で利用できます。 <対象者> どなたでも利用できます	運賃定額 500円/便 総務課 89-3330
③ ふれあいタクシー制度	<事業内容> 町内のタクシー事業者及び介護タクシー事業者を利用して、通院・買い物・食事など町内であればどこでも行くことができます。1乗車900円以下（900円を超える料金は町が補助）で利用できます。ただし、町内の医療機関（歯科、整体は除く）に通院する場合は、片道600円で利用できます。利用回数は、1人1か月20回までです。 タクシー利用者の1人が「利用者証」を持っていれば、相乗り同乗者も対象となります。 <対象者> 町民で次のいずれかに該当する方 ○満75歳以上の方 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けた方 ○介護保険法に規定する要介護者及び要支援者（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む） ○満75歳未満で運転免許証の返納した方 ○その他町長が認めた方 ・運転免許証を所有していない人 ・原付及び自動二輪免許のみ保有している人（18歳以上で学生を除く） ・母子健康手帳の交付を受けている人 ※事前に申請し「ふれあいタクシー利用者証」の交付を受けてください	— 総務課 89-3330
④ 町外医療機関通院者支援制度	<事業内容> ふれあいタクシーを利用して、町外医療機関（歯科・柔道整復師等は対象外）へ通院する場合、町外へのタクシー利用1回につき、3,000円を上限として半額を補助します。 <対象者> ・町外の医療機関にタクシーまたは介護タクシーで通院される方 ※事前に申請が必要です	— 総務課 89-3330

事業名称		事業内容・対象者	利用料 問合せ先
⑧ 民間による生活支援サービス	⑤ 運転免許証自主返納者支援制度	<事業内容> 運転免許証を自主返納した高齢者に対して、ふれあいタクシーで利用できるタクシーチケットを50枚交付します。 ※交付は1回のみ <対象者> 65歳以上の町民の方で、過去3年以内に運転免許証を自主返納した方	— 総務課 89-3330
	⑥ 高齢者短期宿泊事業	<事業内容> 疾病、冠婚葬祭、仕事、看護等で介護者の介護を受けることができなくなった時に、町が委託した特別養護老人ホームへ、一時的に入所して介護を受けることができます。原則 1 か月に7日以内とします。 <対象者> 概ね65歳以上で、家族の介護や支援を必要とする高齢者（介護認定の有無は問いません）	1日当たり 3,900円 食費・滞在費や日常生活費は別途負担 福祉課 89-3377
	⑦ 配食サービス	<事業内容> 調理の困難な高齢者等の家に、バランスのとれた食事を定期的に届けるとともに、配達時にあわせて安否確認をするサービスです。毎日、昼食と夕食の提供を行います。（治療食等の提供も可能です。） 利用者は450円～700円の利用料を事業所へ支払います。 <対象者> 65歳以上の高齢者または障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持するもの）であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難なもの。	450円～ 700円 福祉課 89-3377
⑧ 民間による生活支援サービス	神石さわやかネット事業	<事業内容> 協力会員（さわやかさん）が、在宅でちょっとした援助を必要とする方へ互助の気持ちで生活支援を行います。1回あたり2時間を限度としています。 <対象者> 在宅で援助を必要とする方	1時間500円 社会福祉協議会 89-3005 (さわやかネット直通) 85-2330(本部)
	福祉・家事援助サービス	<事業内容> シルバー人材センターが、高齢者等の日常生活のお困りごとをお手伝いするため、清掃・洗濯等の生活支援サービスを行います。 <対象者> 町内に居住の方	内容によって異なります。 シルバー人材センター 89-0121（油木） 89-4081（神石） 84-2267（豊松） 85-2500（三和）
	福祉用具貸出事業	<事業内容> 社会福祉協議会が、車イスやベッドを必要とする方に、無料で福祉用具の貸与を行っています。 <対象者> 町内に住所を有する方 在宅の要介護者	無 料 (返却時にクリーニング代及び清掃代の実費) 社会福祉協議会 85-2330

事業名称		事業内容・対象者	利用料 問合先
⑧ 民 間 による 生活 支 援 サ ー ビ ス	⑧ 車両貸出事業	<事業内容> 社会福祉協議会が行う事業で、福祉車両の貸し出しを行っています。 <対象者> 町内に住所を有する方 心身障害、高齢、疾病等の理由によりバスやタクシーの利用が困難な方	無 料 (返却時には燃料を満タンにする) 社会福祉協議会 85-2330
	⑨ 家族介護教室	<事業内容> 介護者に介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得してもらうために、家族介護教室を開催しています。 <対象者> 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等	無 料 (行事内容により実費を負担) 地域包括支援センター 89-3377
	⑩ 家族介護支援事業	<事業内容> 家族介護者を介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図るために宿泊・日帰り旅行、施設見学等の家族間の交流事業を行っています。 <対象者> 介護認定を受けている高齢者を現に在宅で介護している家族	無 料 (行事内容により実費を負担) 地域包括支援センター 89-3377
	⑪ 介護用品支給事業	<事業内容> 在宅で高齢者を介護している家族に対して、支給期間の月数に5,000円を乗じて得た額の範囲で介護用品を支給しています。 <対象用品> 紙おむつ、尿とりパット、防水シート、お尻ふきナップ、口腔ケア用品、口腔用綿棒、入浴介助エプロン、清拭剤、ドライシャンプー、介護用手袋 <対象者> 要介護4または5の認定を受けている要介護者を介護している住民税非課税世帯の家族	— 福祉課 89-3377
	⑫ 在宅介護者激励手当	<事業内容> 在宅で要介護者を介護している家族等に手当を支給することにより、精神的、経済的援助を行っています。 月額手当 5,000円（ただし、1月の内15日以上入所入院した場合及び特別障害者手当を受給している場合を除く。） <対象者> 介護保険の要介護3、4、5の認定を受けている要介護者を在宅で介護している方（介護者、要介護者とも町内に住所がある方）	— 福祉課 89-3377

(2) 多様な住まいの提供

事業名称		事業内容・対象者	利用料
① 高齢者居住施設	ケアハウス星降る高原 (軽費老人ホーム) 【三和】	60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活することに不安があり、家族による援助が困難な高齢者が入所する施設です。 ＜問 合 先＞ 89-3131 (社会福祉法人紅輝会)	・月額利用料約8～12万円 (所得によって異なります) ・光熱水費等は別途負担
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) ・陽光の里【豊松】 ・メルシーさんわ【三和】	町内に居住している60歳以上の一人暮らしや夫婦のみの世帯、家族の援助を受けることが困難な高齢者で独立して生活することに不安のある人が、居住する施設です。 ＜問 合 先＞ 陽光の里：84-2211 (豊松支所) メルシーさんわ：89-3377 (福祉課)	・月額利用料1～5万円 (所得によって異なる) ・食費、光熱水費等は別途負担
	自立支援型グループホーム ・コスモス苑【神石】 ・ファミリーさんわ【三和】	町内に居住している60歳以上の一人暮らし又は家族の援助を受けることが困難な者で、自立できており、共同生活を送ることに支障がない者が居住する施設です。 ＜問 合 先＞ コスモス苑：87-0211 (神石支所) ファミリーさんわ：89-3377 (福祉課)	・月額利用料2～5万円 (所得によって異なります。) ・食費、光熱水費等は別途負担
	高齢者及び障害者一時居住施設 ・ユホーム【油木】 ・あんしんリビング【油木】	町内に居住している65歳以上の高齢者又は障害者で医療機関から退院した後、自宅での生活が可能になるまでの期間、介護保険サービスやその他の保健福祉サービスを受けながら身体の機能回復を図る施設です。 ＜問 合 先＞ 82-0211 (油木支所)	・1日330円 ・電気、電話、水道、選択サービス等は別途負担
	高齢者向け公営住宅 【油木】 【豊松】	60歳以上の人及び世帯で、住宅に困窮し、町税の滞納のないこと等の要件を満たせば入居できる町営住宅です。 ＜問 合 先＞ 89-3338 (建設課)	・所得によって異なります。

(3) 高齢者にやさしい地域づくり

事業名称	事業内容・対象者	問合先
① 防災対策	＜事業内容＞ ハザードマップの作成や地域において自主防災組織 (災害が起こった時に、自らの身を守るために地域内で自主的に活動する組織) の防災啓発や防災訓練を促進しています。	総務課 89-3330
② 避難行動要支援者の避難支援	＜事業内容＞ 避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成を行い、災害時に支援が必要な方に対して、適切な避難支援が行われる体制づくりの構築に取り組んでいます。 ＜対象者＞ 災害時に支援を必要とする方	福祉課 89-3320
③ 消費者被害防止対策	＜事業内容＞ 消費者被害等の相談窓口を設置しています。 ＜対象者＞ 全町民	消費生活相談窓口 (未来創造課内) 89-3088

3 地域包括ケア体制の深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止の推進

事業名称	事業内容・対象者	問合せ先
① ケアマネジメントの充実	<事業内容> 地域包括支援センターでは、地域の様々な関係者とのネットワークづくりとそのネットワークを通じて、高齢者の方の健康状態や家庭環境に関する実態把握を行い、支援が必要な高齢者の方に対して的確な支援を行っています。	地域包括支援センター 89-3377

(2) 地域包括支援センターの機能強化

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先								
① 総合相談	＜事業内容＞ 高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の方の相談を受けるとともに、適切なサービス、機関、制度の紹介をします。相談窓口としては、地域包括支援センターだけでなく、身近な相談機関として、4地区の居宅介護支援事業所があります。 <table><tr><td>シルトピア油木居宅</td><td>82-2124</td></tr><tr><td>居宅もみじの里</td><td>87-0500</td></tr><tr><td>居宅とよまつ</td><td>89-2030</td></tr><tr><td>居宅さんわ</td><td>89-3033</td></tr></table>	シルトピア油木居宅	82-2124	居宅もみじの里	87-0500	居宅とよまつ	89-2030	居宅さんわ	89-3033	— 地域包括支援センター 89-3377
シルトピア油木居宅	82-2124									
居宅もみじの里	87-0500									
居宅とよまつ	89-2030									
居宅さんわ	89-3033									

(3) 高齢者の権利擁護の推進

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 成年後見制度利用支援事業	<事業内容> 認知症高齢者等判断能力が十分でない方の権利擁護と福祉の充実を図るため、成年後見制度を利用する必要があると認められるにもかかわらず、身寄りがないあるいは親族等による法的後見開始の審判が期待できない方について、町が審判の申し立てを行い、費用負担できない場合は、町が負担します。 また、後見人の報酬についても費用負担できない方に対しては、町の申し立てに限らず費用の助成を行います。 <町申立て対象者> ※次の全てに該当する方 ・認知症高齢者、知的または精神障害者の方 ・判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある方 ・審判の申立てを自ら行えない方 ・配偶者及び二親等内の親族による保護又は後見開始等の審判の申立ての期待ができない、または親族等と音信不通の状況にあるか、親族等から虐待を受けている方 <助成対象者> ・生活保護受給者の方 ・被後見人等が住民税非課税の方 ・報酬の全部または一部の助成がないと利用が困難な方	後見人の報酬について上限を超える場合は、自己負担が必要となります。 (月額上限) 在宅者 28,000円 入所者 18,000円 地域包括支援センター 89-3377

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
② 福祉サービス利用援助事業（かけはし）	<事業内容> ① 福祉サービスの利用手続きの支援 ② 日常的なお金の出し入れの支援 ③ 通帳や印鑑、大切な書類などの保管 <対象者> 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方（手帳や診断がない方でも利用できます）	相談は無料 ①と② 1回あたり 1,500円 ③1月あたり 1,500円 社会福祉協議会 85-2330
③ 高齢者虐待防止ネットワーク	<事業内容> 高齢者に対する虐待の早期発見と適切な対応を行うため「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、関係者、関係団体との連携を進め、地域団体や住民へ意識啓発を行います。 <ネットワーク構成員> 医師、民生委員、人権擁護委員、介護サービス事業者、老人クラブ、警察、法務局、行政など	— 地域包括支援センター 89-3377

（４）医療・介護連携の強化

事業名称	事業内容・対象者	問合せ先
① 在宅医療・介護連携の推進	<事業内容> 高齢者一人ひとりの健康状態に合わせて、適切で総合的な医療サービスが提供できるように、保健・医療・福祉・介護にかかわる関係機関との連携を強化して、在宅で安心して医療の提供が受けられる体制づくりを進めています。 医療や暮らしに関する希望や思い、“心づもり”をし家庭や医療、介護職員と話をするACP（人生会議）の大切さについて、地域に出向いて話したり講演会を開催します。	神石高原町在宅医療・介護連携支援センター （地域包括支援センター） 89-3377

4 「共生」と「予防」の認知症施策の強化

(1) 普及啓発と予防

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 認知症を理解する講演会	<事業内容> 認知症の人やその家族を町ぐるみで支えていくため、認知症への理解を深める講演会を年1～2回開催しています。 <対象者> 町民すべての方	無 料 地域包括支援センター 89-3377
② 認知症サポーター養成講座	<事業内容> 「認知症の方とその家族が安心して暮らせる町づくり」をめざして、認知症についての正しい知識と認知症の人への適切な対応の仕方を学ぶ講座を開催しています。 <対象者> 地域住民、職域、学校、団体、企業等の従事者など	無 料 地域包括支援センター 89-3377
③ 認知症ミニ講座	<事業内容> 認知症予防（備え）に役立つ学習会や、脳の活性化につながるレクリエーションなどを、受講者の希望に応じて開催しています。 <対象者> 地域住民、職域、学校、団体、企業等の従事者など	無 料 地域包括支援センター 89-3377
④ 認知症予防教室 (脳いきいき教室)	<事業内容> 体操、ゲーム、歌、太鼓、回想等のメニューで楽しく脳をトレーニングする教室です。毎週1回、全12回程度を1クールとして開催しています。 <対象者> 65歳以上で、介護保険の通所サービスを利用していない方	無 料 (送迎あり) 地域包括支援センター 89-3377

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員	<事業内容> 認知症の早期診断・早期対応に向け「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置しています。 認知症と疑われる人やその家族を訪問し、初期に集中的に対応することで不安を取り除き、医療機関・介護サービス事業所等の機関へつなぐことにより、自立した生活を支援します。	— 地域包括支援センター 89-3377
② 認知症予防カフェ	<事業内容> 年齢を問わず、誰もが気軽に集まり語り合い、ゲームや歌などでゆっくりくつろぎながら交流し、認知症を予防します。ご家族も一緒に参加でき、情報交換や活動をする自由な場です。 <対象地域・実施場所> ①神石「ふれあい」（ふれあいサロン呉ヶ峠にて） ②豊松「なごみ《とよまつ》」（ふれあいの館にて） ③三和「なごみ」（小畠交流会館にて） ④油木「カフェ 喫茶去(きさこ)」（永聖寺にて） ⑤油木「カフェ天神原」（法泉寺にて） <対象者> 町民すべての方（どの会場でも参加できます）	1回 100円 (会場によって異なります) 地域包括支援センター 89-3377

(3) 認知症バリアフリーの推進

事業名称	事業内容・対象者	利用料 問合せ先
① 認知症高齢者等見守り訪問事業	<事業内容> 地域による見守り体制と連携し、認知症地域支援推進員と地域包括支援センターとの連携による訪問を行います。	— 地域包括支援センター 89-3377
② 高齢者等SOSネットワーク事業	<事業内容> 高齢者等SOSネットワーク事業への事前登録により、認知症等の原因で行方不明になった場合に早期発見、身体・生命の安全確保を行います。 <対象者> 認知機能の低下のある高齢者等	無 料 地域包括支援センター 89-3377